規制改革推進会議 投資等WG(第7回)資料



ヒアリング事項 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)の 放送を巡る規制改革(No.26)への対応状況について

令和2年2月28日総務務省 情報流通行政局

総務省における対応について

総務省では、平成30年12月から開催している「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、 日本放送協会及び民放在京キー局5社に対しヒアリングを実施し、これら6者の意見として、当該課題を取りまとめた。当該課題について、文化審議会での検討を求めるべく、令和元年11月15日に、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ」を文化庁に提出。

「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ」の概要

- ・放送事業者としては、同時配信等を円滑に実施するためには、一部の課題のみの解決ではなく、全ての課題への対応と改善が不可欠であると考えている。
- ・取り上げた課題については、放送事業者にとっての手続面での負担という観点に限定しており、権利者に支払 うべき使用料等の額や支払いの在り方等は、別の場での検討が必要である。

民放各社は、「常時同時配信」の実施については判断しておらず、同時配信等の実施については、権利処理上の課題等の議論とは別に、各社が個別に経営判断により決定すべきものである。

【具体的な課題】

個別交渉によって、放送と別個に配信の許諾を得る必要があり手続的な負担が生じること

例:アウトサイダーや権利者団体不在の分野(借用素材等)

放送では不要な許諾が配信には必要となり手続的に困難なこと

例:再放送番組

著作権法の権利制限規定が放送のみに適用されるため、配信には別途許諾を得る必要があるが手続的に困難なこと

例:国会中継

2

(参考)「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」の概要

ネット同時配信等における迅速かつ円滑な権利処理の在り方について研究するため、平成30年12月から、有識者で構成される勉強会を開催している。

1 目的

日本及び諸外国におけるネット同時配信の動向等について情報共有を行うとともに、円滑な権利処理の実現に向けて必要な対応策の検討を行うことを目的とし、情報流通行政局長の勉強会として開催。

2 主な研究項目

- (1) 日本及び諸外国におけるネット同時配信等に係る制度、権利処理手続の実態、関連する政府の取組等
- (2) ネット同時配信に係る迅速かつ円滑な権利処理の実現に向けて必要な対応策の検討 など

3 **構成員** (敬称略)

座長 内 山 隆 青山学院大学総合文化政策学部 教授

音 好 宏 上智大学文学部 教授

酒井 麻千子 東京大学大学院情報学環 准教授

末 吉 亙 KTS法律事務所 弁護士

三尾 美枝子 紀尾井町法律事務所 弁護士

オブザーバー 文化庁著作権課

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課

4 ヒアリング実施状況

令和元年8月19日(月) 同時配信等に係る権利処理の実務上の課題に関するヒアリング

同年10月3日(木) 同時配信等に係る権利処理の実務上の課題に関するヒアリング

同年11月11日(月) 取りまとめ